

化学・生物総合管理の再教育講座(講義内容)

後期

科目No.	260	科目名	生命倫理学概論		サブネーム	医療と生命倫理		
連携機関名	東京大学	レベル	基礎～中級		講義枠	火曜日	講義時間	18:30～20:00
科目概要	医療・医学研究と生命倫理の関係には、長い歴史がある。その中でも、現在は変化の時代といえる。すなわち、ゲノム研究や再生医療の研究等を通じて、医学研究や医療が大きく変わろうとしている一方、日本における高齢化や社会構造の変化が、新たな対応を促している。医療・医学研究の現場から様々な事例を挙げ、そこに含まれる問題点とそれに対する様々な考え方を提示し、この変化の時代における人のあり方を論じる。							

サブタイトル	Nº	講義名	講義概要	講義日	教室	講師名	所属
医療医学研究の生命倫理から見た今日的課題	1	なぜ今、生命倫理か	医療・医学研究と生命倫理の関係を概観し、さまざまな問題への導入について解説する。	10月3日	1号館101	菅野純夫	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 メディカルゲノム専攻
	2	現在の医療・医学研究1	ゲノム研究に代表される新しい生命科学研究の内容をわかりやすく解説し、将来の医療への展望を示す。	10月10日			
	3	現在の医療・医学研究2	再生医療の現状と展望をわかりやすく解説し、これ以降の講義の理解の基盤を提供する。	10月17日			
	4	研究倫理と医療／臨床倫理	研究倫理と医療あるいは臨床倫理として、研究倫理指針 法的規制 治験 医療現場での倫理問題 機関審査委員会 Institutional Review Board 病院倫理委員会Hospital Ethics Committee シアトル神の委員会 米国での判例について解説する。	10月24日		蒲生忍	杏林大学保健学部 環境生命科学教室
	5	医療／臨床倫理の原則と方法論	医療および臨床倫理の原則と方法論として無加害原則、自己決定または自律尊重、善行原則、社会的価値、QOLについて解説する。	10月31日			
	6	演習1: マス・スクリーニングを題材に	米国での嚢胞性線維症Cystic fibrosisのマス・スクリーニングの例を紹介し、これをもとに討論する。	11月7日			
	7	演習2: Hastings Center Reportsのcase study事例検討を題材に	米国のHastings Center Reportsに掲載される幾つかのcase study事例検討を紹介し、これをもとに討論する。	11月14日			
	8	医療と生命倫理	医療現場における倫理判断の基本原則をピーチャムとチルドレスの原理原則主義をもとに解説する。	11月21日	文教育学部 1号館307 (第7講義室)	千代豪昭	お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科遺伝カウンセリングコース
	9	先端医療の現場から	遺伝医療や生殖医療をめぐる倫理論争を中心に、今後の医療がめざす方向性について解説をする。	11月28日			
	10	生物学研究史・ヒトゲノム研究へ	生物観の変遷、生物学中での人、人の生物学としての医学、ヒトゲノムの生物学的性質、ヒトゲノム研究と医療について解説する。	12月5日	共通講義棟 1号館101	増井徹	国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部 細胞バンク
	11	医学研究史	人の健康観、古代史(最小)、中世史(最小)、近代史、医学と生物学(人の生物学としての医学)、ヘルシンキ宣言の変遷について解説する。	12月12日			
	12	ゲノム情報利用の時代を目指して	ゲノム情報の利用として、ヒトゲノムのELSI面での性質、ポストゲノム時代と医療、DNA組換え農作物やBSEと予防原則の問題点、研究概念の変遷・人の知的発達の問題、英国の試み-UK BiobankとGenetics Knowledge Parksについて解説する。	12月19日			
	13	人由来資料の法的性質と社会的位置付け	人由来資料の法的性質と社会的位置付けとして、生命倫理・倫理議論の喫緊した問題、生命倫理・倫理問題の議論の問題、日本の研究倫理指針の風景、個人と社会(決定論的世界と確率論的世界)、データを介した人間像、実験という概念と法或いは規制、情報・知識・知恵、消費者・コミュニケーション・常識の変革について解説する。	12月26日			
	14	placeboと倫理	placebo効果は臨床試験においては厄介な取り除くべきものだが、実際の診療においてはplacebo効果は大きい方がよい。通常「偽薬」と訳されるが、その歴史、日本への受容、世界的な倫理面での議論はどのようなものであるかについて解説する。	1月9日		津谷喜一郎	東京大学大学院 薬学系研究科・医薬経済学
	15	伝統医学・代替医療と倫理	世界的には1970年代から伝統医学として1990年代からは代替医療として、公的なヘルスサービスにも顔を出している、エビデンスの不明なこともある医学を、医療従事者として使うことは倫理的であろうか。patient autonomyの観点から見たらどうであろうか。こうしたことを論議する。	1月16日			